

フォークリフト災害をなくそう！！

福岡労働局管内におけるフォークリフトに起因する労働災害は、**年間約100件発生**しています。

フォークリフトによる災害の多くは、操作や使用方法に問題があり、また、比較的操作が簡単なため、運転経験の少ない者が容易に操作して災害を起こすことがあります。そのため、運転者以外の者と接触し、死亡するケースもあります。

なお、被災の重篤度も高く、死亡災害につながる恐れもあります。

図1-年別・業種別/フォークリフト災害発生状況

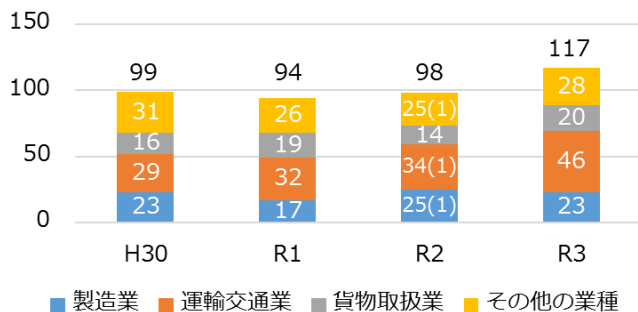


図2-休業日数別/フォークリフト災害発生状況

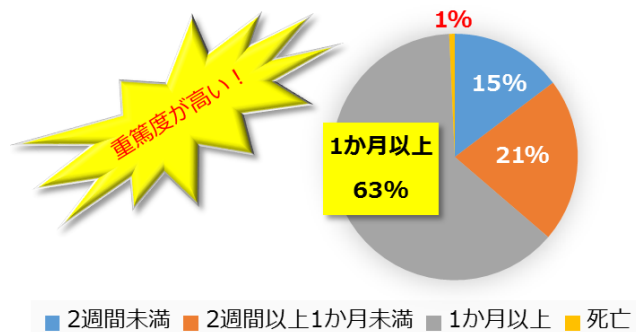


図3-事故の型別/フォークリフト災害発生状況

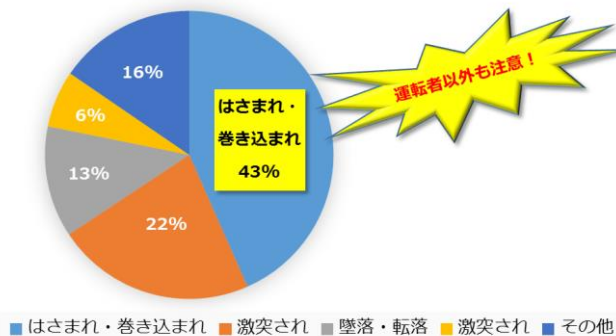
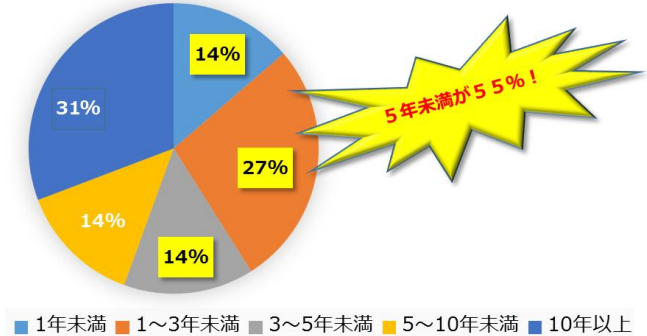


図4-経験年数別/フォークリフト災害発生状況



資料:労働者死傷病報告(H30~R3) 図1の()内は内数で死亡者を示す。

福岡労働局管内における死亡災害事例

年齢 経験期間	災害のあらまし	業種
70歳代 10年以上	会社敷地内で検査検量作業を行っていた被災者が、工場内から後退してきたフォークリフトに激突された。	その他の事業
50歳代 3年以上 5年未満	倉庫に横付けしたトラックからフォークリフトで荷下ろし中、後進していたフォークリフト後方を歩行中の被災者が後輪に巻き込まれた。	一般貨物自動車運送業

フォークリフト安全法令のポイント

安衛則151条の3～26

① 技能講習・特別教育

(安衛法59条、61条)

最大荷重	運転資格
1 t 以上	技能講習修了者
1 t 未満	特別教育修了者



② 作業計画 (安衛則151条の3)

- I 作業場所(広さ、地形)
 - II フォークリフト(種類、能力)
 - III 荷(種類、形状、重量等)
- ↓
- 運行経路、作業方法を示した作業計画の作成
- ↓
- 関係労働者へ周知



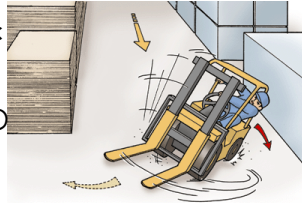
③ 作業指揮者の選任 (安衛則151条の4)

複数人で作業を行う場合には作業指揮者を選任し、作業指揮者の指揮により作業を行う。

④ 制限速度 (安衛則151条の5)

作業場所に応じた適正な制限速度を定める

※荷の落下、リフトの転倒、人への接触等の危険を防止するため



⑤ 転倒・転落の防止 (安衛則151条の6)

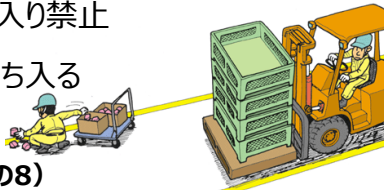
- I 必要な幅員の保持
- II 地盤の不同沈下防止
- III 路肩の崩壊防止
(ガードレールの設置)



⑥ 接触の防止 (安衛則151条の7)

運転中の機械又は荷に接触するおそれのある箇所は立ち入り禁止

立入禁止の場所に立ち入る場合は誘導員を配置

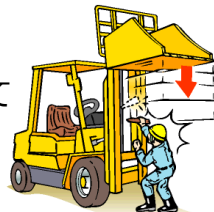


⑦ 合図 (安衛則151条の8)

誘導員を配置するときには一定の合図を定める

⑧ 立入禁止 (安衛則151条の9)

フォーク及びブフォークにより支持されている荷の下へは立入禁止
立入の際は安全支柱等を設置



⑨ 荷の積載 (安衛則151条の10)

編荷重が生じないように積載する



⑩ 運転席から離れる場合の措置 (安衛則151条の11)

- I フォークを最低降下位置に置く
- II 原動機を止め、ブレーキをかける

⑪ 移送するための積み降ろし (安衛則151条の12)

- I 平坦で堅固な場所で行う
- II 道板は十分な長さ、幅、強度のあるものを使用し適当な勾配で確実に取り付ける

⑫ 搭乗の制限 (安衛則151条の13)

乗車席以外の箇所に労働者を乗せない

⑬ 主たる用途以外の使用の制限 (安衛則151条の14)

荷のつり上げ、労働者の昇降等主たる用途以外の用途に使用しない

※ただし、労働者に危険を及ぼすおそれがないときはこの限りではない



⑭ 修理等 (安衛則151条の15)

修理又はアタッチメントの装着・取外しの作業を行うときは、作業を指揮する者を定める

- I 作業手順の決定、作業の直接指揮
- II 安全支柱、安全ブロック等の使用の監視

⑮ 前・後照灯の使用 (安衛則151条の16)

⑯ ヘッドガートの構造 (安衛則151条の17)

⑰ バックレストの使用 (安衛則151条の18)

⑱ パレット等の強度 (安衛則151条の19)

⑲ 使用の制限 (安衛則151条の20)

許容荷重や安定度等の能力を超えた使用はしない

⑳ 定期自主検査 (安衛則151条の21～24)

- ・年次点検 (特定自主検査)
- ・月例点検
- ・年次、月例点検記録は3年間保存

㉑ 作業開始点検 (安衛則151条の25)

㉒ 補修等 (安衛則151条の26)

点検の結果、異常を認めた場合ただちに補修